



一部金融機関の窓口における 公金収納の取り扱い変更について

令和4年2月
会計局会計課

【背景】

納付書による公金の「窓口収納」は、納付書の点検、仕分け、集計、指定金融機関への送付等、納付書を取扱う金融機関の大きな負担となっている。

他方で、金融機関の窓口に出向く必要がなく納入者にとって便利で、納入金の管理も効率的な口座振替やペイジー、eLTAXなど非対面の電子納付の方法が拡大してきている。

【納付書による窓口収納の取扱い変更】

- ◆ 上記背景のなか、全国で店舗展開する「みずほ銀行」及び「三井住友銀行」から、銀行窓口で納付書と現金を直接扱う公金収納の停止について申し出を受けている。
(※ 両行では、窓口収納の取扱い停止について、順次、市町村に申し出ている。)
- ◆ 変更の内容 納付書を使用した窓口での公金収納を停止 (※ 口座振替は継続)
- ◆ 対象金融機関 「みずほ銀行」 「三井住友銀行」
- ◆ 変更の時期 令和5年4月1日
- ◆ その他 三井住友銀行については、納付書の窓口での取扱継続を希望する場合には、取扱手数料220円/件(現行33円(税込み))の増額が提示されている。

【方針】

- ◆ 「みずほ銀行」及び「三井住友銀行」が窓口（納付書）収納する公金の大半は税が占めており、税についてはペイジーやeLTAXなど他の収納方法への代替が可能
- ◆ 取扱停止後も、納入者が指定された振込手数料（605円～880円）を負担すれば取扱いは可能
- 電子的な収納方法が拡大している背景を踏まえ、両行からの納付書による窓口収納停止の申し出を受入れる。（三井住友銀行の窓口収納手数料の増額には応じない。）

取扱い停止に伴う納付書表記の変更

令和5年4月1日からの「みずほ銀行」及び「三井住友銀行」窓口における納付書の取扱い停止にあわせ、**各課が発行する納付書の裏面に記載している「お支払い場所（納付場所）」から両行の表記を削除**

※ 納期に関わらず随時に増刷する納付書については、「令和4年〇月〇日現在」の表記等を予定

<納付書 表面>

<納付書 裏面>

(お支払い場所)
 八十二銀行
 長野信用金庫
 長野県信用農業協同組合連合会
 長野県信用組合
~~みずほ銀行~~
~~三井住友銀行~~
 北陸銀行
 長野銀行
 三菱UFJ信託銀行
 長野県労働金庫
 ながの農業協同組合
 グリーン長野農業協同組合
 ゆうちょ銀行・郵便局

<経過>

R03.09月	三井住友銀行から停止の申し出
R03.12月	みずほ銀行から停止の申し出 収納向上対策協議会において「停止」情報共有
R04.01月	庁内関係課の意向確認
R04.03月（予定）	両行の窓口における納付書の取扱い停止を承諾